

名称	緊急連絡手順書	作成	2019年1月1日
		改訂	

1.目的

災害が差し迫った状況のなか、防災隊長(区長)からの指示情報を住民に迅速かつ確実に連絡する手順を定める。

2.現状認識

現状、連絡が全住民に行きわたるには想像以上の時間を要し、かつ、確実に連絡することは事実上不可能です。

避難勧告・指示の発令は発令されると、防災行政無線、ホームページ、安心安全メール、ケーブルテレビ、広報車による周知を行っており、住民に速やかに周知徹底する必要がありますが、必要な情報が住民まで確実に伝達されているとは言い難いのが現状です。

また、災害状況によっては、電話が混線してつながらないことや、防災行政無線の音が聞きづらいなど情報提供のあり方について十分に検討する必要があります。

3.伝達ルート(縦ライン)

※名簿は「災害時緊急連絡網〇〇自治会」に記載されている。

→ 下笠南区長	→ ツツ屋、懐、構、構北、構東	→ 班長	→ 住民
区長 → 下笠中区長	→ 西江下、東江下、東江下南、東江下北、中村	→ 班長	→ 住民
→ 下笠北区長	→ 中島、中島南、和田、野崎、野崎南	→ 班長	→ 住民

4.伝達文面(簡潔編)

4.1 行政から避難準備情報が区長に伝達された時

避難準備情報が発令されました。避難行動に時間を要する人は、指定避難場所へ行動を開始してください。それ以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の準備を開始して下さい。

4.2 行政から避難勧告が区長に伝達された時

避難勧告が発令されました。人的被害の発生する可能性が高まっています。すみやかに避難を始めて下さい。

4.3 行政から避難指示が区長に伝達された時

避難指示が発令されました。人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況です。ただちに避難して下さい。

※河川水位が上昇し、堤防を越えて水があふれる状態を越水といいます。これが進行すると堤防が決壊、破堤となり「河川のはん濫」といいます。

※外が危険な場合は無理をせず、自宅の最上階や近くの高い建物に避難する。

5.日常のコミュニケーション

5.1 家族で避難場所、集合場所を決めておく。

5.2 独り住まい高齢者や身体が不自由な人の把握、協力して支援してくれる人達との交流。